

新潟市環境優良事業者等認定制度ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市環境優良事業者等認定制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、新潟市環境優良事業者等（以下「認定事業者等」という。）が、自ら積極的に環境に関する課題解決に取り組む事業者等であることを広報等において使用し、企業価値の向上を図る際に使用できるものとする。

(ロゴマークの種類)

第3条 ロゴマークの種類は次に掲げるものとする。

- (1) 3R推進部門
- (2) ゼロカーボン部門
- (3) 食品ロス削減部門

(使用の基準)

第4条 ロゴマークを使用する個人及び法人（以下「使用者」という。）は、下記のいずれかの条件に該当する場合に、営利・非営利を問わずロゴマークを使用することができる。

- (1) 認定事業者等であること。
- (2) 新潟市環境優良事業者等認定制度の紹介やPRを目的とするとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別途定める「新潟市環境優良事業者等認定制度ロゴマーク使用マニュアル」の規定に沿って使用すること。
- (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与えないこと。
- (5) 特定の個人、団体等のブランドシンボル等、商標を意匠として使用しないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させないこと。
- (7) その他、使用上適当でないと思われる場合は使用しないこと。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用については、使用者の負担とする。

(責任の所在)

第7条 新潟市（以下「市」という。）は、ロゴマークの使用に起因する問題・トラブル・損失保障等について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した作成物等による事故や苦情、第三者への損失に対して全責任を負うこと。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

(改善指導及び使用差止め)

第8条 市は、ロゴマークの使用が本要綱に反すると認められたときは、使用者に対し、改善を指導することができ、改善が見られない場合は、使用を差止めることができる。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、市環境部と協議の上、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。